

議案第122号

専決処分の報告及びその承認について

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求め
る。

平成27年4月27日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

専決第4号

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を定めることについて、次のとおり専決処分する。

平成27年3月31日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例及び静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 静岡市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

附則第8条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

(静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 静岡市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年静岡市条例第108号）の一部を次のように改正する。

第29条第3項、第31条第3項、第44条第3項及び第47条第3項中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。